

平成 30 年 10 月 17 日

広島県立広島皆実高等学校
校長 [REDACTED] 殿

2018 年度広島県ウインターカップ女子準決勝
広島皆実高校対広島観音高校における得点ミスに関する報告書

(一財) 広島県バスケットボール協会
会長 [REDACTED]
広島県高等学校体育連盟バスケットボール専門部
部長 [REDACTED]

平成 30 年 10 月 14 日 (日) に開催された広島県ウインターカップ予選女子準決勝の広島皆実高等学校 (以下「皆実」) と広島観音高等学校 (以下「観音」) の試合での得点ミスについて、以下のとおり報告する。

なお、今回の報告書は、(一財) 広島県バスケットボール協会 (以下「県協会」) 専務理事 [REDACTED] と広島県高等学校体育連盟バスケットボール専門部 (以下「専門部」) 委員長 [REDACTED] が、関係者への聞き取りおよび映像を確認したうえで作成した。

1. 経緯

平成 30 年 10 月 14 日 (日)

- (1) 広島県ウインターカップ予選女子準決勝終了後、皆実 HC から得点の件および審判の対応について、高体連専門委員長および審判委員長に状況説明を求めた。
- (2) その後、審判控室にてスコアシートおよび映像による確認を行い、3 点が得点されていないことが認められた。
- (3) 担当審判クルーチーフへ報告書の作成依頼

平成 30 年 10 月 15 日 (月)

- (1) さらに詳細把握のためクルーチーフからの報告書再提出を求めた。
- (2) 10 月 16 日 (火) に関係者 (県協会幹部、審判・TO 関係者他) への協議会実施の通知

平成 30 年 10 月 16 日 (火)

- (1) 県協会事務局にて協議会実施 (19:30~21:00)
協議会内容 現場担当者 (審判・TO 主任) による事実確認後、常務会により今後の対応協議

2. 事実確認について

第 4Q 開始 皆実 40-33 観音

- ①残り 9 分 40 秒頃 皆実 No.7 のドライブに対して観音 No. 1 3 がブロックファウルバスケットカウント (得点 42-33) およびファウルによるフリースロー (得点 43-33) が 1 本あった。
- ②残り 9 分 30 秒頃 観音 No.13 がジャンプシュートを決める (得点 43-35)
- ③残り 9 分 00 秒頃 皆実マネージャーが皆実 NO7 のドライブに対してのファウル (上記①のケース) した観音選手の番号を TO へ質問に行き、TO と確認している時に皆実 NO12 の 3P が入った。この 3P に対しては、その時センターポジションにいた審判員が確認し 3P カウントのジェスチャーを行っている。ただし、スコアラー等 TO はマネージャーの質問による確認作業のため皆実 NO12 の 3P を確認することができなかった。また TO 主任もその質問の様子をうかがっていない

たため 3 P の確認をすることができなかった。そのため本来は得点が 46 - 35 となるべきであったが、表示は 43-35 のままでゲームが進行した。

- ④残り 8 分 30 秒頃 OOB 後のタイムアウト時に、皆実マネージャーから 3 点が得点されていないことに対する確認が TO にあったため、TO 席付近にいた審判員が両チームのスコアシートを確認したが、結果的に TO と観音のスコアが一致していたため、得点変更せず 43-35 で試合を再開させた。
- ⑤残り 4 分 43 秒 皆実のタイムアウト明けに、皆実 HC から得点の確認を求められたため、再度両チームのスコアブックおよび TO のスコアシートの確認を行ったが、TO と観音のスコアが一緒であったため得点の修正をせず試合を再開させた。

3. 検証結果

4 Q 残り 9 分 00 秒頃の皆実 NO12 の 3 P が得点されていなかった事実が認められた。

4. この事象が発生した原因について

- (1) TO および TO 主任は皆実のマネージャーと確認作業を行っていたため、3 P のカウントを確認することができなかった。
- (2) 審判員について
 - ①皆実 NO12 の 3 P に対して確認を行ったセンターポジションの審判員が得点の確認を怠っていた。
 - ②TO のスコアシートと両チームのスコアブックを確認したが、観音のスコアと TO のスコアが一致していたこと。
 - ③レフェリーが両チームのスコアと TO のスコアブックを確認する際に、皆実から主張があった 3 点の間違ひについては上記 2 ①の 3 点プレーと 2 ③の 3 P とを勘違ひしていたことも原因のひとつと考えられる。なお、この勘違ひの原因はクルー内でのコミュニケーション不足であった。

5. 今後の対応について

- (1) ウインターカップ女子準決勝皆実対観音の再試合は実施しない。
 - ①競技規則に則り試合は成立している。競技規則 44-2-6、46-9
 - ②残り 9 分 00 秒頃の皆実 NO12 の 3 P が得点されていなかったのは事実であるが、この事実が敗因の全てと認定するには至らなかったと判断する。
- (2) 審判員に対して
 - ①担当審判員に対しては、一定期間の研修を課し、県協会審判委員会として指導を行う。
 - ②全審判員に対して、再発防止の注意喚起を徹底する。
- (3) TO 主任に対して
 - ①TO を指導すべき TO 主任の役割、任務について明確にするため文書として作成し徹底していく。また県協会として TO 指導に関する組織化を早急に行う。

6. 総括

この度の試合における皆実高校女子バスケットボール部選手、スタッフおよび関係者の方々には、大会運営上のミスにより、多大なるご迷惑をおかけしたことを主催者として責任を強く感じるとともに、選手、保護者の方々の悔しい思いは計り知れないものであることも県協会として受け止めております。今後、このようなことが二度と起こらないように全力で取り組んでまいります。

最後になりますが、貴校の益々のご活躍とご発展を心よりご祈念申し上げます。